

<豊橋市屋外広告物条例（抜粋）>

○豊橋市屋外広告物条例

平成 10 年 12 月 24 日

条例第 54 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について必要な事項を定めることにより、地域の特性を考慮した良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(広告物等の在り方)

第 2 条 広告物又は専らこれを掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、適正に管理されたものでなければならない。

第 2 章 広告物の制限等

(禁止地域等)

第 3 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区

(2) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条若しくは第 78 条第 1 項の規定により指定され、又は同法第 57 条第 1 項の規定により登録された建造物の周囲 50 メートル以内の地域及び同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定され、又は同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された地域

(3) 愛知県文化財保護条例(昭和 30 年愛知県条例第 6 号)第 4 条第 1 項又は第 24 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲 50 メートル以内の地域及び同条例第 29 条第 1 項の規定により指定された地域

(4) 豊橋市文化財保護条例(昭和 31 年豊橋市条例第 23 号)第 4 条第 1 項又は第 21 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲の地域及び同条例第 26 条第 1 項の規定により指定された地域で、市長が指定する区域

- (5) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる目的を達成するため指定された保安林
- (6) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)第 20 条第 1 項の規定により指定された愛知県自然環境保全地域
- (7) 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の市長が指定する区間並びに鉄道(新幹線鉄道を除く。)及び軌道の市長が指定する区間
- (8) 道路、鉄道及び軌道に接続する地域で、市長が指定する区域
- (9) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域及びその他公園、緑地等で市長が指定する区域
- (10) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域
- (11) 愛知県立自然公園条例(昭和 43 年愛知県条例第 7 号)第 4 条第 1 項の規定により指定された県立自然公園の区域
- (12) 海浜、河川及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (13) 官公署、学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 134 条に規定する各種学校を除く。)、図書館、公会堂、生涯学習センター、校区市民館、博物館及び体育館の敷地
- (14) 斎場の敷地並びに古墳及び墓地の敷地で市長が指定するもの
- (15) 神社、寺院及び教会の境域で、市長が指定する区域
- (16) 良好な景観を形成し、又は風致を維持するため必要な地域で市長が指定する区域

(禁止物件)

第 4 条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、よう壁の類
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、道路上のさくその他これらに類するもの
- (5) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
- (6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所並びに路上変圧器及びこれに類するもの
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (10) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (11) 景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び

同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する物件

(広告物の表示等の許可)

第 5 条 本市の区域内において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする地域又は場所が第 3 条各号に掲げる地域又は場所に該当する場合は、市長は、次に掲げるものに限り、同条の規定にかかわらず、これを許可することができる。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所若しくは居所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は掲出物件(以下「自家用広告物等」という。)で、第 8 条第 2 項第 1 号に規定するもの以外のもの

(2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件

(略)

第 5 章 審議会

第 28 条 市長は、次に掲げる場合においては、まちづくり景観審議会(豊橋市まちづくり景観条例(令和 3 年豊橋市条例第 16 号)第 29 条に規定する審議会をいう。以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(1) 第 3 条第 4 号、第 7 号から第 9 号まで、第 12 号若しくは第 14 号から第 16 号まで若しくは第 4 条第 12 号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除しようとする場合

(2) 第 6 条第 1 項の規定による景観保全型広告整備地区の指定をし、又はこれを変更し、若しくは解除しようとする場合

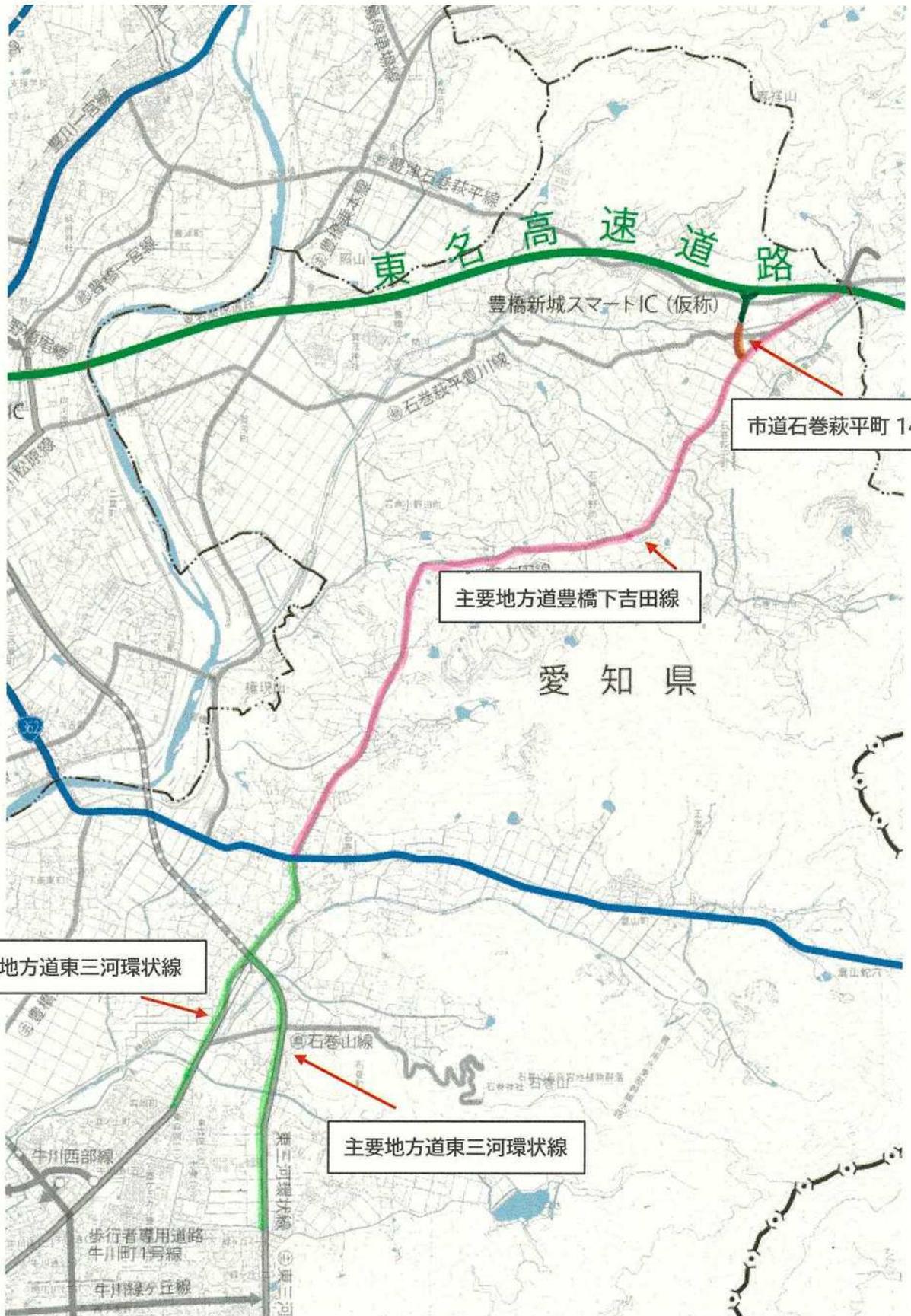
(3) 第 6 条第 2 項に規定する景観保全型広告整備地区における基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合

(4) 第 8 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 8 号、同条第 3 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号、同条第 4 項若しくは第 13 条第 1 項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとする場合

(5) 第 13 条第 2 項の規定による許可をしようとする場合

2 審議会は、広告物に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

新たに指定する北部地域における禁止地域等



一般国道 259 号の禁止地域等の変更について

